

<p>2 情報公開の推進 と政策研究情報 センターの設置</p>	<p>市は、情報公開の推進によって、行政計画策定の初期段階から民意が反映される仕組みをつくる。</p> <p>住民側も「お願い」から「提案」へと行政との関係を改める。</p> <p>市民との協働によって、行政の考えつかなかったアイデアの獲得や例えば「福祉を他人任せにするのではなく、受けたい援助は自分たちの手で」という責任感も併せて醸成する。</p> <p>また、①地方分権化で地域の特性に応じたまちづくりが求められている②少子高齢化や高度情報化、核家族や高齢者世帯の増加などから、行政に対する市民ニーズが多様化・高度化しており、それへの対応が行政だけでは困難となっている③市民意識が向上している④限られた財源の中で、市民の目線に立ち、市民満足度を重視する新しい行政のあり方や、意識改革が求められていることから、市民協働によるまちづくりをめざす。この具体策として、(仮称)政策研究情報センターの設置を促進する。</p>	<p>政策研究情報センターの設置・事業を展開</p>	
<p>3 災害時における 公私の役割分担 の明確化</p>	<p>災害時における公私の役割分担（行政は物資の配給や救助を。住民は避難所の秩序維持など実質的な運営を担う）を日頃から明確にしておく。</p> <p>また、住民参加により実効性の高い災害時マニュアルを小地域毎に作成し、それを基に総合的な災害対策マニュアルをつくる。</p>	<p>住民参加により実効性の高い災害時マニュアルを小地域毎に作成</p> <p>総合マニュアル作成</p>	
		<p>積極的な情報公開の推進</p>	

<p>4 行政サービスにおける住民参加によるミニマム設定</p>	<p>行政サービスにおける住民参加によるミニマムの設定（本市の福祉政策は必ずしも体系的ではなく、その資源についても潤沢ではない。こうした中では、当事者をはじめとする民間福祉団体のアドボカシーが存在することで福祉政策はバランスを保つ。これは高齢者政策にかかわらず、政策は下からの政策形成が望ましいということを意味する）をおこなう。</p>	<p>地域福祉計画の策定を通して行政サービスのミニマムを設定する</p>	<p>行政施策に反映</p>	
<p>5 市民参加による公共施設の活用</p>	<p>市は、公共施設の運営について市民参加の委員会を組織して、その利用方法を市民参加で協議する。 また、公共施設の活用方法について毎年各施設毎にアンケート調査を実施する。 とくに学校の余剰教室の活用については、市民参加による検討委員会を学校区毎に設置し、コミュニティのイベントを図る。なお、障害者・高齢者とのコミュニティ・ランチ（学校給食を地域の高齢者や障害者に供給する）といった新しい試みについても検討する。</p>	<p>公共施設の運営について市民参加の委員会を組織</p>	<p>施設利用者アンケートの実施・公開、コミュニティランチの検討</p>	
<p>6 市民参加による教育体制の整備</p>	<p>社協と教育委員会との協働で「福祉教育推進協議会」を市民参加で設置する。また総合学習の体系的・継続的な教育指針の整備についても検討する。</p>	<p>福祉教育推進会の設置</p>		

⑮地域の活性化にむけた取り組みの実践

対応事業	事業の概要	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
<p>1 政策的な人口政策の推進</p>	<p>政策的な人口政策を推進する（この問題は、過疎傾向を示す本市の人口政策とも関連して、本市の場合、人口は減少する傾向にあり、この過疎化傾向は依然として止まる気配を見せない。こうした人口の減少は、教育・文化・産業をはじめ市民生活の各方面に深刻な影響を及ぼす。消費人口の減少は市内の商業機能の衰退を招くばかりか、消防や地域医療、福祉への影響、そして、自治機能の維持すら困難を強いる。まずは、施策の追加による人口政策を展開する必要があると考えるが、具体的には、子どもを有する世代ないし出産年齢層の世代である25歳から44歳までの年齢層に焦点をあてて、三浦市出身者のUターンや、市外から新規転入を促すIターンを毎年政策的に誘導するといったことが必要だと考える。これによって、人口総数だけでなく年齢構成も改善され、三浦市の町並みが、高齢者がいて、夫婦がいて、子どもたちがその中で育っていくという理想的な姿に戻していく。</p>	<p>計画的な人口政策の推進</p>					

<p>2 コミュニティ・ビジネスの起業、地域通貨の促進を住民参加で促進</p>	<p>大規模小売店舗の増加等により空洞化が進む商店街の活性化を図るために、商店街と地域住民とが協働しておこなう、コミュニティ・ビジネスを起業化し、市内における雇用機会を拡大させる（消費者ニーズの多様化への対応の遅れから、商店街は衰退の一途をたどっており、社会的弱者(高齢者や障害者など)の買い物とコミュニケーションの機会が奪われるなど、社会的弱者へのサービスが置き去りにされやすくなっている。新しい消費者ニーズに対応するためにも、商店街もコミュニティ・ビジネス等を活用した地域の問題解決や生活の向上をめざす仕組みづくりをおこなう。</p>	<p>地域経済の活性化策として地域通貨やコミュニティビジネスの起業化を促進する。その際には、絶対数の不足する福祉ビジネスを念頭に置く。</p>	
<p>3 コンビニエンス・ストアとの連携</p>	<p>地域社会に欠かせないコンビニエンスストアを行政サービスの拠点にするなど自由な発想で市民サービスの利便性を向上させる（情報端末を活用した公共サービスだけでなく、公共施設等への併設などで「新たな居場所づくり」をめざす。コンビニエンスストアは防犯拠点として地域の安全対策に有効なうえ、店内のスペースを借りて掲示板などを設け、地域情報の発信・収集手段として活用する。また、公民館などの公共施設にコンビニエンスストアを併設し、公共施設の居場所機能を強化する—といったことも検討する。</p>	<p>コンビニエンスストアの活用検討</p> <p>コンビニエンスストア協働実施</p>	

4 若年層の定住政策の体系化と実行	市は、若年層の定住政策の体系化と実行を図る。まちの活性化には、次代を担う若者の定住が不可欠であり、そのために、人づくり（意識改革）、若年層の定住政策、住環境の整備、高齢者対策（高齢者の定住政策）を具現化する。	若年層の定住政策の推進
5 エイジレス雇用の促進	市を中心に、高齢者が年齢にかかわらず働きつづけることができる職場の創造をめざす（希望者全員を65歳以上の年齢まで継続して雇用する継続雇用制度（補助金）の活用やその周知などによってエイジレス雇用を促進する）。	エイジレス雇用の促進
6 保育システムの拡充	市は、以下の子育て支援策を推進する。 ①就業機会の減少から首都圏に通勤する子育て世帯を支援するために「駅前保育」について検討する（地域子育てセンターを基幹施設として保育所のサテライト化や駅前に送迎バスを配置するなどして少子化時代における育児政策を展開。またこれらの事業は人口政策として、明確なビジョンをもって推進する）。 ②三浦市独自の認証保育所制度の創設（無認可保育園等の積極的な支援による民間活力の導入によって、身近な地域に「子育て」体制を整備する）。	駅前保育の検討  独自の認証保育制度の創設
7 男女共同参画に対する対応	男女共同参画の時代を迎えた今日において、女性の社会参加と子育てを両立するため、市を中心に放課後児童健全育成事業(学童保育・留守家庭児童育成室)を実施する。①両立ライフへ職場改革②待機児童ゼロ作戦③多様な良質な保育サービス④必要な地域全てに放課後児童対策⑤「地域こぞって子育て運動」を推進する。	男女共同参画政策の推進